

基本計画

基本目標 5 環境

美しい景観・自然と調和し、環境にやさしいまちづくり

基本施策	①景観	P.112
	②緑化・公園	P.114
	③環境保全	P.116
	④循環型社会	P.118
	⑤環境美化・環境衛生	P.120

① 景観

～心地よいと感じる景観を地域の財産として共有し、守り育てていきます～

■現状と課題

本市は、日本三大潮流として知られる大島瀬戸や多島美を誇る瀬戸内海、柳井川などの河川や緑豊かな山々など、豊かで美しい自然環境に恵まれています。また、白壁の町並みや茶臼山古墳などの歴史的景観、さらには農山漁村集落等における自然と共生しながら暮らしてきた人々の営みによる文化的な景観も残されています。これらは、市民のみならず、本市を訪れる人からも高く評価されています。しかし、近年、人口減少や高齢化による空き家や耕作放棄地等の増加、山林の荒廃や竹の繁茂等が、良好な景観の形成に悪影響を及ぼしています。

美しい景観は、柳井のまちに暮らす私たちの心に潤いを与えるとともに、地域の誇りともなっており、まちの魅力や価値を高める重要な要素となります。また、良好な都市景観そのものが、まちの活性化に資する貴重な財産ともなります。

こうした観点から、本市は、平成 20 年 4 月に景観法に基づく景観行政団体となり、「ふるさと柳井市 100 景」の選定、「柳井市景観計画」の策定や「柳井市景観条例」の制定などを通じて、良好な景観の形成と保全・活用に取り組んできました。

良好な景観は、地域に住む私たちの日常生活から生み出され、守られ、育てられるものであることから、今後とも市民の景観に対する関心と意識の高揚を図り、市民・事業者・行政が協働、連携して、柳井の歴史や自然と調和した個性的で美しい景観を将来にわたって維持、創出していく必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
届出対象行為に対する改善要請件数	平成 27 年度：0 件	平成 38 年度：0 件	→
景観に配慮したまちづくりに 対する満足度 (平成 37 年市民意識調査)	満足度 平成 27 年：18.1%	平成 38 年：高める	↗
	不満度 平成 27 年：18.8%	平成 38 年：低下させる	↘

■施策展開の方針と主な取組

1 心地よいと感じる景観を守り育てていきます

- 五感で感じる景観、四季の中の景観、時間によって変化する景観、見る場所によって異なる景観など、様々な景観の見方について、関心を高めるとともに、良好な景観を維持、創出していくことの大切さを広く浸透させるため、情報提供や学習会等の開催による啓発に努めます。
- 白壁の町並みを地域景観づくりの核として位置づけ、そこから景観の取組の輪を広げることにより、歴史的文化的景観や魅力ある都市景観の保全につなげていきます。
- 農地や里山の保全、臨海部における自然海岸の保全に努めることにより、柳井の原風景となる美しい農山漁村の景観を守り、育てます。

2 それぞれの場所に合った景観の形成に努めます

- 公共事業等における建築物をはじめ、道路、公園、河川、海岸、ほ場等の土木構造物のデザインの向上に努めます。
- 屋外広告物については、屋外広告物法の趣旨を踏まえ、良好な景観の形成に及ぼす障害及び公衆に対する危害の防止を図るため、適切な規制に努めます。
- 電柱、電線類の工作物は、眺望景観を阻害するだけでなく、災害時における転倒などの危険要素ともなることから、電気通信業者と協議、連携し、適正配置と設置数の抑制に努めます。

☆市民の力を発揮しましょう

☆景観について関心を持ち、心地よいと感じる景観を見つけてみましょう。

② 緑化・公園

～協働による緑化と花いっぱい、公園緑地の質的充実を図ります～

■現状と課題

公園や緑地は、市民が憩い、子どもたちがのびのびと遊べるレクリエーション空間として整備されています。また、市民の健康づくり、緑を生かした快適な住環境の創出、さらには災害防止や災害時における避難場所といった大切な役割も果たしています。

本市では、柳井ウェルネスパーク、茶臼山古墳歴史の広場、柳井川河川公園など特色ある都市公園や、自宅から歩いて利用できる身近な公園緑地などの整備を進めてきました。また、市民参加による花壇づくりや、市民や事業者等と一体となった地域ぐるみの緑化活動を推進し、花と緑にあふれるまちづくりを進めてきました。

しかし、公園施設については、全体にわたって老朽化が進行しており、適切な維持補修や更新が困難な状態になると、安全で快適な利用を確保するという公園本来の機能に支障が生じることとなります。

今後は、やまぐちフラワーランド、農村公園、民有緑地など都市公園以外の施設も含めた既存施設の利用促進と適切な管理運営に努めるとともに、市全体のバランスを考慮しつつ既存公園施設の老朽化対策を計画的に進めていく必要があります。

また、快適な市街地環境を創出する上で「花と緑」がもたらす効果は幅広く、生涯学習、コミュニティ、余暇活動、産業振興、景観形成など多岐にわたることから、花と緑にあふれるまちづくりを市民、事業者、学校などとの協働により、なお一層推進していく必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
自治会等が管理運営に関与している都市公園数	平成 28 年度：5 箇所	平成 38 年度：10 箇所	↗
市民花壇の管理を行う団体数	平成 28 年度：43 団体	平成 38 年度：維持する	→
公園・緑地の整備に対する満足度 (平成 37 年市民意識調査)	満足度 平成 27 年：13.0%	平成 38 年：高める	↗
	不満度 平成 27 年：26.9%	平成 38 年：低下させる	↘

■ 施策展開の方針と主な取組

1 公園緑地が持つ多機能性を生かした管理運営に努めます

- 「柳井市都市公園施設長寿命化計画」（仮称）を策定し、将来を見据えた適切な管理運営がなされるように取組を進めます。
- 市民が身近な公園緑地に対して愛着を持ち、適切に維持管理が行われるように、自治会等による自主的な公園管理活動を支援するなど、市民、事業者等との協働の取組を進めます。
- 遊具の老朽化などにより公園施設の安全管理が、今後はさらに重要となることから、施設や遊具の廃止も含めた適切な機能更新を行います。
- 災害時における避難場所及びオープンスペースとしての機能が発揮されるように、施設の充実と適切な維持管理に努めます。
- 自然公園法に基づく瀬戸内海国立公園は、適正な保全管理がなされるように、関係機関との連携協力を図ります。

2 市民との協働による花と緑のまちづくり活動を推進します

- やまぐちフラワーランドを拠点として、花と緑の講座や相談会を開催するなど「花と緑の文化」の発信に努めます。
- 街路樹などの適正な維持管理に努めるとともに、公共施設の緑化を進めます。
- 花と緑が持っている潤いや和みの空間を生み出す力を、まちづくりに生かすため、市民花壇づくりの推進、事業活動や地域活動における緑化の推進を支援します。

☆市民の力を発揮しましょう

☆地域、職場、学校などのいろいろな場面で、花と緑のまちづくり活動に取り組みましょう。

③ 環境保全

～環境への関心を高め、環境保全活動を推進します～

■現状と課題

大量消費・大量廃棄型の生活は、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題を引き起こし、人類の生存基盤に関わる深刻な問題となっています。こうした中、平成 27 年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議では、「京都議定書」に代わる温室効果ガス削減の新たな枠組みとして「パリ協定」が採択され、すべての締約国が排出量削減目標を作り、その達成に向けて国内対策をとっていくことが義務づけられました。

本市では、これまで、環境保全に関する啓発活動や環境教育の推進、環境保全活動に対する支援、太陽光発電の利用促進など、環境の保全や地球環境問題の解決に向けた様々な取組を進めてきました。しかし、現実には、市民の日常生活における環境保全の取組は決して十分とは言えない状況にあります。そのため、今後は、市民、事業者、行政などすべての主体が、地球的視野に立って自らの生活様式や事業活動を見直し、それぞれの立場に応じて、環境を守り育てていく活動を拡充していくことが求められています。そして、省資源・省エネルギー対策や自然エネルギーの有効利用などを進め、環境への負荷を低減させる方向へと社会全体を転換させていく必要があります。

本市は、瀬戸内海の多島美や緑豊かな里山、温暖な気候風土など、生活に潤いと快適さを与える何物にも代え難い財産に恵まれています。この豊かな自然環境は、市民の健康で文化的な生活に欠かすことのできないものです。しかし、開発による緑地の減少や耕作放棄地の拡大、森林の荒廃や竹林の繁茂等によって、これらは徐々に損なわれつつあり、水源かん養機能の低下や生態系への影響も懸念されています。このため、森林、里山、農地、河川、池沼、海岸などの自然環境を積極的に保全するとともに、その回復に向けた取組を強化していく必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
環境学習参加者数	平成 27 年度：913 人	平成 38 年度：増加させる	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 環境に関する総合的な施策を推進します

- 「柳井市環境基本計画」に基づき、本市の自然的・社会的な特性を考慮した環境施策を推進します。

2 環境への関心を高め、環境保全活動を推進します

- 「柳井市環境基本条例」に基づき、市民・事業者・行政の責務を明確化するとともに、参加・協力・連携による環境保全活動が推進されるように市民の意識啓発を進めます。
- 環境保全や地球温暖化防止に関する情報収集に努め、市民に広く啓発します。
- 脱炭素社会の実現を目指し、省資源・省エネルギー対策の普及促進や公共施設への新エネルギー・再生可能エネルギーの導入等に努めます。
- 環境教育を推進し、子どもたちが自然とふれあえる学習機会の充実を図ります。

3 豊かな自然環境を保全し、生物多様性を意識したまちづくりを推進します

- 自然天然記念物などの保全に努めるとともに、その適切な管理を図ります。
- 日本型直接支払制度の活用により、耕作放棄地の防止を図るとともに、減農薬、有機栽培等の生物多様性保全に効果の高い営農を支援します。
- 豊かな森林づくりのため、繁茂竹林等の解消や多様な森林整備を進めます。
- 自然環境や生態系の保全に配慮した多自然型工法の導入、親水性や景観に配慮した護岸整備等に努めます。
- 希少野生動植物の保護をはじめとした自然環境の保全に努めるとともに、これらに影響を及ぼすと予想される各種開発事業等への適切な指導を行います。

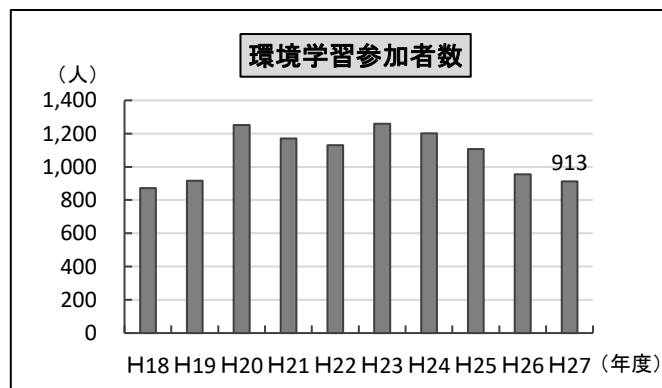
4 自然とふれあえる環境を維持し、市民参加の自然環境づくりに努めます

- 豊かな自然環境を将来にわたって継承するため、市民に自然とふれあう機会を提供することにより、環境への関心を高め、自然や多様な動植物と共生する心を育てます。
- 森づくりイベント等を通じて、森林の大切さを呼びかけることにより、森林ボランティア活動の輪を広げ、市民参加の森づくりを進めます。

☆市民の力を発揮しましょう

☆アイドリングストップの実践、エアコンの温度設定の調整、公共交通機関の利用などを心がけましょう。

☆身近な自然の中で生物多様性や自然保護の大切さを学びましょう。



④ 循環型社会

～市民・事業者・行政が連携し、ごみの減量・資源化に取り組みます～

■現状と課題

ごみの減量・資源化は、環境への負荷の軽減や資源の有効利用など地球環境保全の観点からも重要な課題となっています。循環型社会形成推進基本法は、循環型社会とは廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処理が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会と明確に提示しています。そして廃棄物の処理に関しては、第1に「発生抑制」、第2に「再使用」、第3に「再生利用」、第4に「熱回収」、第5に「適正処分」を行うとする優先順位が示され、ごみの減量が最も重視されています。

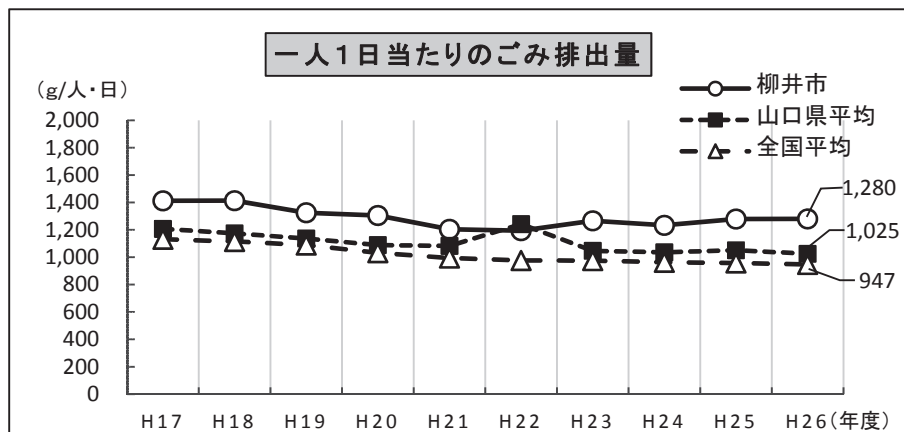
本市の平成26年度のごみ排出量は、年間約15,850t、1人1日当たり約1,280gとなっており、依然として全国平均や県平均を上回っています。また、ごみのリサイクル率も国・県の平均を下回っています。

ごみの減量・資源化を推進し、循環型社会を形成するためには、市民・事業者・行政がごみの減量・資源化に対する問題意識を持ち、それぞれの役割と責任に応じて、参加、協力、連携して取組を続けていく必要があります。

消費者である市民は、環境に配慮した生活習慣に転換する行動を、事業者は、環境に配慮した事業活動や商品づくり、流通システムづくりを進める行動を、行政は、様々な角度から市民・事業者の取組を支援していくという行動をとり、循環型社会の形成に向けて努力していくことが重要です。また、し尿についても、引き続き、適正な処理を進める必要があります。

■成果を示す指標

指標名	現 状	成果指標	方向性
1人1日当たりのごみ排出量	平成26年度：1,280g	平成38年度：1,000g	↘
リサイクル率	平成26年度：18.4%	平成38年度：増加させる	↗



■施策展開の方針と主な取組

1 環境への負荷が少ない循環型社会の構築に向けて、ごみの減量・資源化を推進します

- ごみの減量・分別・リサイクルに関する情報を広く提供し、意識啓発を図ることにより、ごみの発生を抑制します。
- 買い物袋の持参や簡易包装商品の購入、食品ロスの低減など、ごみの排出を抑制する取組を啓発し、事業者・関係団体に協力を求めます。
- 「柳井市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、計画的なごみの減量に努めます。
- 市民・事業者の理解と協力を得て、ごみの排出抑制、再使用、再生利用を推進します。
- 再生利用の拡大を図るために、情報発信と意識啓発を行うとともに、集団回収などの活動を支援します。
- 再生品利用の拡大や資源回収ルートの確保に努めます。

2 効率的なごみ処理を推進します

- 効率的なごみ収集を行うために、収集方法や収集車両の改善に取り組みます。
- ごみ処理施設は管理基準に基づき、適正な維持管理に努めます。
- 周東環境衛生組合の清掃センター・衛生センターについては、関係自治体等との連携により、計画的な設備更新を図ります。
- リサイクルセンターの整備について調査研究に努めます。
- し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理に努めます。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆買い物袋の持参や簡易包装商品を選んで購入するなど、ごみの発生を抑制しましょう。
- ☆必要な食材を必要なだけ買うよう心がけ、家庭での食品ロスを減らしましょう。
- ☆家庭でのリサイクル意識を高め、ごみの分別に取り組みましょう。

⑤ 環境美化・環境衛生

～環境美化に努め、清潔で快適な生活環境を創造します～

■現状と課題

工場、事業所等に起因する産業公害は全般的に改善、克服され、近年は、生活雑排水による水質汚濁、近隣騒音や振動、悪臭など、生活に身近なところで問題が起きています。一方で、ダイオキシンなどの環境ホルモンの排出や PM2.5 による大気汚染等の新たな問題が生じています。

本市では、これまで大気や水質、騒音等の調査や公害防止の指導、企業との公害防止協定の締結などの公害対策を推進し、その防止に努めてきました。その結果、光化学オキシダントと PM2.5 の大気濃度及び土穂石川の水質汚濁指標の 1 類型を除き、環境基準を達成しています。市民の快適な生活環境を確保していくためには、今後とも調査・監視を継続するとともに、指導の強化など発生源対策に取り組んでいく必要があります。

環境美化については、「柳井市をきれいにする条例」を制定し、市民・事業者・行政が連携、協力して、清潔で美しいまちづくりに取り組んできました。しかし、ごみのポイ捨てや不法投棄等は後を絶たず、引き続き、監視体制の強化や市民意識の啓発を図り、環境美化に努める必要があります。

そのほか、下水溝清掃や動物の飼育マナーの向上などの生活衛生対策、斎場や墓地の適正な運営管理等にも継続的に取り組んでいく必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
ボランティア専用ごみ袋交付制度の登録数及び交付枚数	平成 27 年度：39 個人・51 団体・4,422 枚	平成 38 年度：維持する	→

■施策展開の方針と主な取組

1 生活環境の保全のため、公害防止対策を推進します

- 関係行政機関と協力し、大気や公共用水域の環境監視体制の充実に努めるとともに、工場、事業所への監視・指導を継続し、排出基準の遵守の徹底を図ります。
- 大気環境を保全し健康被害を防止するため、光化学オキシダントやPM2.5等の監視と情報提供体制の強化に努めます。また、低公害車等の普及促進に努めます。
- 工場、事業所との環境保全協定等の締結を通じて生活環境の維持・向上を図ります。
- 騒音、振動、悪臭の防止に向け、監視・指導体制の充実に努めます。
- 有害化学物質等による土壌汚染については、必要に応じて調査を実施します。
- ダイオキシンなどの環境ホルモンをはじめ健康に影響を及ぼす有害化学物質については、現状の把握に努めます。
- 生活環境に関する相談窓口の充実に図り、生活公害の軽減に努めます。

2 市民・事業者・行政が連携し、環境美化を推進します

- 「柳井市をきれいにする実践活動の日」をはじめ環境美化活動の充実に努め、市民の環境美化意識の向上を図ります。
- 散乱ごみ等の清掃ボランティア活動への支援を継続し、取組への参加を促します。
- 関係行政機関との連携を深め、ごみの不法投棄や不正処理に対する監視・指導体制の強化に努めます。

3 快適な生活環境を創出するため、生活衛生対策を推進します

- 自治会等による下水溝清掃など、生活衛生対策を推進します。
- 斎場や墓地の適正な管理運営に努めます。
- 動物愛護や適正なペットの飼い方などの普及啓発に努め、飼い主のマナーや市民の生活衛生意識の向上を図ります。また、狂犬病予防に引き続き取り組みます。
- 特定外来生物であるアルゼンチンアリの防除に引き続き取り組みます。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆「柳井市をきれいにする実践活動の日」や地域の清掃活動に参加しましょう。
- ☆ペットは責任を持って飼いましょう。

